

調布市下水道事業経営戦略2025(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和6年11月20日(水)～令和6年12月19日(木)
- (2) 周知方法 令和6年11月20日号, 12月5日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所8階下水道課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館, 各公民館, 各地域福祉センター(染地を除く)
みんなの広場(文化会館たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 教育会館(1階), 多摩川自然情報館
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, インターネット専用フォームで市役所下水道課まで提出

※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 3件(1人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	意見	市の考え方
全般	1	<p>今回の「経営戦略2025(素案)」では 経常収支での黒字と内部留保の確保が重視され、預金(内部留保)残が令和14年にゼロになって企業債の償還ができなくなるので、令和8年から +29.8%の使用料改定が必要であるという見通しを示しています。</p> <p>一方、令和3(2021)年3月に策定した「調布市下水道ビジョン」においては、「下水道事業の経営状況は、当面は赤字経営となることが見込まれますが、計画期間の令和12(2030)年度までは現金収支はプラスであり、資金残高も確保できることから、下水道事業が破綻するような状況ではありません」となっており、資金残高が26億円ある推計になっています。</p> <p>経営判断の基準として資金残ベースから預金残ベースに変わった理由はどのようになのでしょう。</p>	<p>「調布市下水道ビジョン」策定時よりも経営環境が悪化しているため、資金の枯渇時期が大幅に前倒しとなりました。</p> <p>主な悪化要因は次の3点です。</p> <p>① 一人当たりの有収水量の減の反映 調布市下水道ビジョンでは、有収水量は市内人口に比例して増加するものと想定していました。しかし、有識者で構成する「調布市下水道事業経営戦略改定検討に係る専門委員会」で調査・検証したところ、新型コロナウイルスの流行時期を除くと、一人当たりの有収水量は年平均で1%程度減少しており、市内の総有収水量もすでに減少局面に入っていることが判明しました。以上のことから、下水道使用料収入が下水道ビジョン時の想定を下回っており、このことを反映させました。 ※有収水量とは、使用料収入の対象となる排水量のこと</p> <p>② 東京都流域下水道維持管理負担金の増 東京都の流域下水道事業の収支悪化により、令和8年度から維持管理負担金の単価の大幅上昇が予想されることから、新たに上昇分を市独自で見込んで反映させました。 ※調布市では、下水量に応じて東京都に維持管理負担金を支払っています。(市内の下水は東京都流域下水道が管理する下水道管に集まり、最終的には大田区にある下水処理場<森ヶ崎水再生センター>で処理され東京湾に放流しています。)</p> <p>③ 物価高騰による費用増 近年の急激な建築資材の価格上昇、労務費の上昇及びエネルギーコスト等の上昇を、建設改良費及び維持管理費に反映させました。</p> <p>上記要因により、現金収支は令和9(2027)年度にマイナスに転じ、資金残高も調布市下水道ビジョンの想定を上回るペースで減少するものと想定しています。</p> <p>なお、「資金残高」「現預金残高」は同じ意味合いで用いており、ともに内部留保される資金(現金)を示しています。</p> <p>また、経営判断の基準としては「現預金残高」を経営の安定性を示す指標としているほか、「経常収支比率」を経営の健全性を示す指標として、「経費回収率」を使用料収入の妥当性を示す指標として用いています。</p>
全般	2	<p>根川雨水幹線への定置式ポンプ設置事業費や、地震対策事業費が建設改良費を押し上げる要因になっていることなど見ると、災害対策の財源確保を下水道会計の枠内で行うのは無理があり、一般財源の使い道を含めた検討が必要だと思えます。</p>	<p>下水道事業は公営企業であり、公営企業の経営は独立採算を求められていることから、当該企業の経営に伴う収入(=主に下水道使用料)で行わなければなりません(地方財政法第6条。地方公営企業法第17条の2第2項)。また、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、雨水については自然現象であり、浸水被害軽減効果は広く市民に波及することから公費負担となります。</p> <p>以上のことから、根川雨水幹線への定置式ポンプ設置事業は雨水に関する事業であるため、一般会計の負担となり下水道使用料からの支出はありません。また、地震対策事業についても、雨水処理に要する経費は一般会計の負担となります。</p>
全般	3	<p>利用者の支払い能力を考慮に入れないと値上げしても思うような増収が得られなかったり徴収費用が増加するのではないのでしょうか？また基幹インフラの利用料負担が増えることは消費者であれば可処分所得を減らすことになり、事業者にとっては経費増につながることから、市民生活の安定や市内産業の振興という観点からの検討が必要だと思えます。</p>	<p>公営企業である下水道事業の経営は、「独立採算の原則」及び「受益者負担の原則」により、下水道使用料収入で行わなければなりません。調布市の下水道使用料の改定にあたっては、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を基本として、標準世帯における平均使用水量を考慮するとともに、事業環境が類似する他自治体との比較を行うなどして、最終的に使用料水準及び使用料体系を決定します。</p>

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。